

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(8) （省略）</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) その<u>発出日</u>（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</p> <p>(ロ)～(ホ) （省略）</p> <p>(10) （省略）</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(8) （同左）</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) その<u>交付又は送達の日</u>（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</p> <p>(ロ)～(ホ) （同左）</p> <p>(10) （同左）</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記 7-18 の(4)から(10)までの規定による。なお、前記 7-18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記 7-18 の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7-18 の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。</p> <p><u>回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>ニ（省略）</p> <p>（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19 の 3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る</p>	<p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）（同左）</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記 7-18 の(4)から(10)までの規定による。なお、前記 7-18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記 7-18 の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7-18 の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。<u>ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</u></p> <p>ニ（同左）</p> <p>（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19 の 3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）（同左）</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>手続（前記 7-19 の 2 の(4)から(11)までの規定）に従うものとする。なお、前記 7-19 の 2 の(10)のイの規定中「上記(3)により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものと<u>し、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>ニ（省略）</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19 の 5-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(7)（省略）</p> <p>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) その<u>発出日</u>（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</p> <p>(ロ)～(ホ)（省略）</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p>	<p>手続（前記 7-19 の 2 の(4)から(11)までの規定）に従うものとする。なお、前記 7-19 の 2 の(10)のイの規定中「上記(3)により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものと<u>す</u>る。なお、<u>照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</u></p> <p>ニ（同左）</p> <p>（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19 の 5-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(7)（同左）</p> <p>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) その<u>交付又は送達のあった日</u>（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</p> <p>(ロ)～(ホ)（同左）</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については、次による。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記7-19の4の(4)から(8)までの規定による。なお、前記7-19の4の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-19の4の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-19の4の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。</p> <p><u>回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>ニ (省略)</p>	<p>7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記7-19の4の(4)から(8)までの規定による。なお、前記7-19の4の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-19の4の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-19の4の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。<u>ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</u></p> <p>ニ (同左)</p>